

「業務用パソコンリース等契約」仕様書

2020年1月

社会福祉法人足立区社会福祉協議会

I. 仕様書概要説明

1. 目的

当会で現在使用している業務用パソコン(以下 PC)について Windows7 のサポートが 2020 年 1 月 14 日に終了することから PC の賃貸借契約を行うこととした。

また、一括した賃貸借契約を行うことで、サポート支援体制の充実を図り、効率的及び安定的な事務処理ができる環境を整備する。

2. 日程等

(1) 日程等(予定)

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| ① 競争入札参加資格申出書受付 | 2020 年 1 月 17 日(金)～2020 年 2 月 5 日(水) |
| ② 質問受付期間 | 2020 年 1 月 17 日(金)～2020 年 1 月 31 日(金) |
| ③ 質問回答 | 2020 年 1 月 17 日(金)～2020 年 2 月 3 日(月) |
| ④ 入札書等(※)提出期限 | 2020 年 2 月 14 日(金) |
| ⑤ 入札書開札日時 | 2020 年 2 月 17 日(月) |
| ⑥ 落札資格申出書等(※)提出期限 | 2020 年 2 月 21 日(金) ※落札候補者のみ |
- ※提出書類は「6. 証明書等の提出」を参照のこと。

(2) 書類等の提出場所

社会福祉法人足立区社会福祉協議会 企画経営課
住所 足立区中央本町 1-17-1
TEL 03-3880-5740 FAX 03-3880-5697

3. 調達範囲

(1) 調達機器

調達機器は II.1.(1)の基準を満たすハードウェアとする。

(2) 機器設定作業

上記「(1) 調達機器」について、契約後、すぐに業務を開始できるように各機器等の設定及びデータ移行を行うこと。調達機器(以下新 PC)を当会指定場所へ納入し、現状使用している PC からへ設定情報及びメールデータ、Word、Excel 等のファイルデータの移行を行うこと。また、現在使用している PC から本調達における新 PC にウイルス対策ソフトをインストール・設定すること。

別途契約する既存システムについては契約業者にて設定を行う。既存システムの設定時、必要あるときには現地にて立会いを行い、当法人又は既存システムの契約業者からの問合せに対応する等、設定作業の支援を行うこと。

新 PC に関しては、ネットワーク設定及び各システムの設定を行った後、各事務所へ納入し、本仕様の通り搬入・設置及び稼動確認を行うこと。

(3) 保守サポート

II.1.(3)のとおり

(4) 既存機器の撤去

現在、当法人にて使用している PC について、撤去すること。(撤去対象 PC 105 台)

なお、撤去前にハードディスクの消去を行い、撤去後には、データ消去証明書を提出すること。

4. 納入期限及び契約期間

No	項目	納入期限
(1)	新PC調達	2020年3月31日(火)まで
(2)	新PC設定作業	※新PCのリース契約期間は契約締結日から5年間
(3)	保守サポート	契約締結日から5年間
(4)	既存機器の撤去	2020年3月31日(火)まで

5. 技術的要件の確認

(1) 技術仕様等に関する概要

- ・本システムに係る性能及び機能（以下「性能等」という）の要求要件は、以下「Ⅱ. 調達物品に備えるべき要件」に示すとおりである。
- ・要求要件は、全て必須の要件である。
- ・提案する機器及びソフトウェアは提案時点で製品化されていること。
- ・当法人が所有している業務システムが正常に稼動すること。
- ・提案する機器及びソフトウェアは、業務システムが現状と同等以上の性能が得られるように十分配慮すること。
- ・必須の要求要件は、当法人が必要とする最低限の要求要件を示しており、性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には、不適合とし、業者選定の対象から除外する。
- ・搬入、据付、配線、調整、保守、既存設備との接続、業務システム及びユーザデータ・設定情報等の移行に要する全ての経費は本調達に含むこと。

(2) 応札業者に関する条件

応札業者は下記条件を満たすこと。また、応札前に下記内容を証明する書類を提出すること。

- ① 2019 年度の足立区競争入札参加資格者名簿の物品納入等および業務委託の両方に登録されていること。また、足立区物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規程する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び精算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ③ 入札時点で品質マネジメントシステム(ISO9001)を取得していること。また、登録証の写しを提出できること。
- ④ 入札時点で情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)を取得していること。また、登録証の写しを提出できること。

- ⑤ 入札時点でプライバシーマークを取得していること。また、登録証の写しを提出できること。
- ⑥ 入札時点で環境マネジメントシステム(ISO14001)を取得していること。また、登録証の写しを提出できること。
- ⑦ 複数拠点を持った社会福祉法人又は行政機関への 50 台以上のシステムの導入及び保守・運用支援の実績が有ること。尚、ここで言う実績とは、応札業者が発注者と直接契約を締結し、応札業者が直接行った実績を指す。(下請けや取り纏めのみの実績は不可とする。)
- ⑧ 当法人からの連絡に対し、総合受付窓口を自社内に設置し、24 時間 365 日受付を行えること。また、受付窓口にて一次切り分けを行えること。

(3) グリーン調達(環境物品等の調達の推進に関する基本方針)

導入する製品は可能な限りグリーン購入法に準拠していること。

(4) 再委託

応札業者は、本調達の各作業項目の全てを自ら実施するものとし、作業項目単位で第三者に業務を委託してはならない。但し、事前に当法人から承認を得た場合にはこの限りではないが、主たる作業及び担当者(プロジェクトマネージャー/リーダー、導入後の総合受付窓口等)の委託については再委託を認めない。また、この場合について、再委託の内容、それに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を書面により提出すること。

(5) 留意事項

- ・提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ・応札業者は、開示を受けた情報及び知り得た情報のうち、一般的に公開している情報以外の情報について、守秘義務を負う。
- ・業務により知り得た全ての情報については、請負期間はもとより請負期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ・当法人内への納入時や動作確認時の際、既設設備の破損又は障害を与えた場合には、その補修費用を応札業者が全額負担すること。
- ・提案された内容等については、別途、ヒアリング等を依頼する場合がある。

(6) 証明書等の提出

本入札に参加するために必要な書類等を、下記期限までに提出すること。また、提出した当該書類について説明を求められたときは、これに応じること。

No	書類名	提出部数	提出期限
1	競争入札参加資格申出書(様式1)	1部	2020年1月17日(金)～2020年2月5日(水) ※土・日・祝日を除く9時～17時の時間帯とすること。※郵送可(書留)
2	入札書(様式2)	1部	2020年2月6日(木)～2020年2月14日(金) ※土・日・祝日を除く9時～17時の時間帯と
	見積内訳書(様式自由)	1部	

	新PCのカタログ	1部	すること。※郵送可(書留)
	保守内容一覧表(様式自由)	1部	
3	落札資格申出書(様式3)	1部	落札候補者のみ 2020年2月17日(月)～2020年2月21日(金) ※郵送可(書留)
	足立区競争入札参加資格の写し	1部	
	導入・稼働実績一覧(様式自由)	1部	
	ISO9001 登録証の写し	1部	
	ISO27001 登録証の写し	1部	
	プライバシーマーク登録証の写し	1部	
	ISO14001 登録証の写し	1部	

II. 調達物品に備えるべき要件

1. 個別要件

(1) ハードウェア

以下の仕様を満たす機器を納入すること。

提案機器メーカーは、国内で製造・組立・サポートを行っているメーカーで有ること。但し、電気量販店等で組立・販売している、ショップブランド製品は除くこと。

1) 新 PC104 台

< 機器仕様 >

- ・ OS は Microsoft 社製 Windows10 Professional(日本語版)とすること。
- ・ A4 サイズのノート PC とすること。
- ・ CPU は Core i3-以上とすること。
- ・ メモリは 4GB 以上とすること。
- ・ SSD240GB 以上とすること。
- ・ スーパーマルチドライブを1基内蔵すること。
- ・ USB ポート 2 口以上とすること。
- ・ ディスプレイは 15.6 インチワイド以上の液晶ディスプレイとすること。
- ・ ネットワーク接続のため、1000BASE-T、100BASE-TX、10BASE-T に対応するインターフェースを 1 ポート以上搭載すること。
- ・ テンキー付きのキーボードとすること。
- ・ USB 接続の光学式マウス又はレーザーマウスを添付すること。
- ・ Microsoft Office(Home&Business)

(2) 導入作業

新 PC について、納品場所での現地作業時間を短縮する為、事前に可能な設定を行ったうえで、当法人の指定する各事業所に搬入・設置すること。なお、セキュリティやサービス品質維持を目的とし、設置・設定作業は応札業者が直接行うこと。

また、詳細スケジュールについては、事前に当法人担当者と協議のうえ決定すること。

1) 搬入・設置作業

- ・ 事業所ごと(納入先)の設置台数については、II.3の通りとする。但し、詳細設置場所については、応札業者にて各事業所を訪問し確認すること。なお、現地確認を行うにあたっては、訪問スケジュール等を当法人担当者宛てに提示し、承認を得てから実施すること。
- ・ 本調達で導入する機器は、現在使用中の機器との入替となる為、LAN配線については既存のLANケーブルを流用すること。
- ・ 作業時に他の機器や建物設備等に損害を与えないよう十分に注意すること。また、万が一他の機器や建物設備等に損害を与えた場合は、応札業者の責において現状復帰すること。
- ・ 導入作業中及び現行システムとの平行稼動中(切替期間)に現行システムへ影響を及ぼさないよう導入計画を立て、当法人の承認を得たうえで作業を行うこと。
- ・ 搬入・設置後は、当法人の指定するもの以外、梱包材は持ち帰ること。

2) 設定作業

- ・ ネットワーク設定等の基本情報は当法人より提供するが、BIOS設定情報やその他設定情報(ユーザアカウントやアクセス制限等)については、現地調査にて確認することとし、その費用は本調達に含むこと。
- ・ 当法人からの提供情報および現地調査結果を元にOSやネットワークの基本設定、BIOSの設定変更、その他設定(ユーザアカウントやアクセス制限等)を行うこと。なお、設定情報についての現地調査は、セキュリティの関係上、落札した業者にのみ許可する。
- ・ 別途、当法人にて用意する(使用中の)ウイルス対策ソフトの設定を行うこと。
- ・ 新PCについては、その追加分の設定内容等については、当法人担当者との詳細打合せにより決定し、応札業者にて一覧に取り纏め提出すること。
- ・ 新PCのメール(Outlook)設定を行うこと。また、合わせてメールデータ、アドレス帳の移行を行うこと。
- ・ 新PCのプリンタ設定を行うこと。新PCで使用するプリンタ及び複合機については、別途、当法人が指定する機種の設定を行うこと。
- ・ 上記各種設定を行った後、当法人または業務システムの導入業者にてインストール・移行作業および動作確認を行なう。動作確認時には、現地にて立会いを行い、当法人又は業務システムの導入業者からの問合せに対応する等、設定作業の支援を行うこと。
- ・ 導入作業中及び移行期間中に現行システムへ影響を及ぼさないよう導入計画を立て、当法人の承認を得たうえで作業を行うこと。
- ・ 上記設定作業を行い、当法人指定場所へ新PCを搬入・設置後に、機器の基本的な取扱い方法の説明を当法人職員へ行うこと。

(3) 保守サポート

1) 総合受付窓口

- ① 契約後、速やかに保守体制(担当者名、連絡先等)を作成し、当法人の承認を得ること。
- ② 総合受付窓口は、24時間365日受付可能とし、セキュリティ及びサービス品質維持の為、応札業者が直接運営・運用していること。
- ③ 本調達におけるハードウェアに対しての受付窓口業務を行うこと。また、保守/障害、問い合わせ

わせ連絡ごとの対応履歴を記録し、未対応のものは、管理者がチェックし、迅速に対応できる体制を構築すること。尚、当法人が要求した際には対応履歴及びその報告書を提出すること。

- ④ 障害/保守/問い合わせ連絡が入った場合は、本窓口にてハードウェア・業務ソフト・ネットワークの適切な切り分けを行い、迅速な対応を行うこと。
- ⑤ 障害の連絡が入った場合は、本窓口にて有償・無償の切り分けを合わせて行うこと。切り分けを行うにあたり、現地調査による切り分けが必要な場合は、保守範囲内として行うこと。なお、現地調査の費用については、本調達に含むこと。
- ⑥ 問い合わせに対し、履歴管理を行い、月に1度定期報告書を提出すること。
- ⑦ 本業務の受託業者は、その業務の性格上、「ハードウェア及びソフトウェア、構築等の導入、技術提供、保守支援」を一括受託し、自社にて運用を行った実績があること。
- ⑧ その他、施設担当者等から実作業以外の作業依頼があった場合、協議の上、柔軟な対応を行うこと。

2) ハードウェア保守

- ・ ハード保守については、応札業者が責任を持って保守対応(部品提供、作業員派遣、修理作業等)を行うこと。
- ・ ハード保守対象機器については、本調達における全ての機器とする。
- ・ 保守対応時間は平日 9:00～17:00 の対応とすること。但し、障害連絡や問合せ連絡については、上記総合受付窓口にて 24 時間 365 日受付とすること。
- ・ 保守対応時には、作業完了まで同一の保守担当者が責任を持って対応すること。なお、作業実施者がメーカー保守員となる場合でも、保守担当者については応札業者の職員とすること。
- ・ ハード障害時には、現地での機器の修理、部品の交換、その他必要な復旧作業を迅速に行うこと。なお、機器故障の際は納入時の設定情報まで復旧を行うこと。
- ・ ハード障害時には、当法人からの障害連絡を受けてから、基本的に当日中に初期対応を行うこと。但し、部品調達等の理由から翌日以降の対応となる場合は、当法人担当者との協議のうえ、対応を行うこと。
- ・ 重大な故障に関しては、作業前に復旧時間、対策案を提示すること。
- ・ 保守、障害復旧完了時、作業報告書を提出すること。
- ・ LCD 装置、ハードディスク装置の部品については、別途有償消耗部品とする。

(4) 既存ハードウェア撤去

現在の PC について、データ消去及び撤去を行うこと。(撤去対象 PC 105 台)
また、データ消去を行った機器については、消去証明書を作成し提出すること。

(5) その他

下記「2. 成果物一覧(完成図書)」について、運用開始後に追加修正があった場合は、保守の範囲内にて、修正・メンテナンスを行い提出すること。

2. 成果物一覧(完成図書)

- ①拠点・フロア別機器配置図
- ②新 PC 管理台帳・IP アドレス管理表
- ③データ消去証明書

上記成果物を各 1 部、履行後速やかに提出すること。

3. 業務用パソコン等の納入先及び台数一覧

設置場所	撤去 PC 台数	新 PC 設置台数
事務局 足立区中央本町 1-17-1(区役所南館 11 階)	15	14
あいあいサービスセンター 足立区西新井 2-11-4	15	15
権利擁護センターあだち 足立区千住仲町 19-3	15	15
基幹地域包括支援センター 足立区梅島 2-1-20(NTT ビル 1 階)	16	15
地域包括支援センター関原 足立区関原 2-10-10	26	26
社協ヘルパーステーション 足立区梅島 3-28-8(こども支援センターげんき 1F)	10	11
総合ボランティアセンター 足立区日ノ出町 27-3-102	8	8
合計	105	104

4. その他

本業務について疑義が生じたとき、又は本業務に伴い締結する契約書に定めのない事項については、当法人及び応札業者の双方で協議のうえ決定すること。